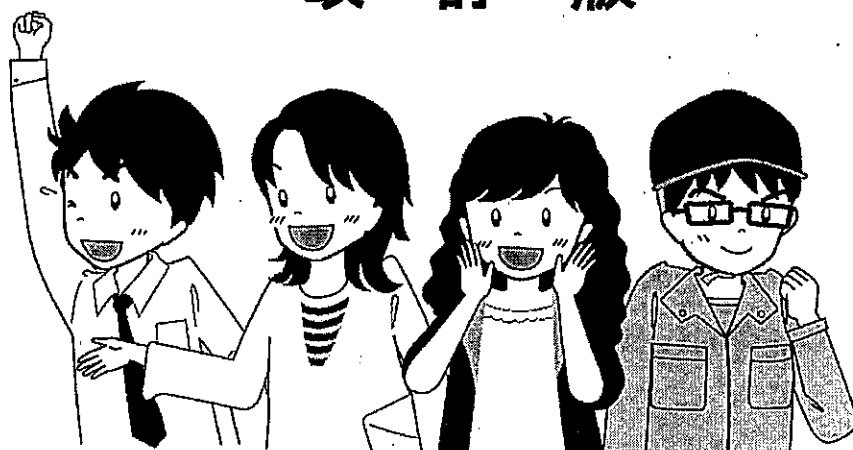


平成24年3月 策定  
平成27年3月 改訂

# とっとり若者 自立応援プラン

みんなで支える若者の巣立ち！

改訂版



平成27年3月

鳥 取 県

# 目 次

## 第1章 計画の策定にあたって

- 1 とっとり若者自立応援プランとは・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 今後の取組に向けた推進方策・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 施策の展開

- 1 子ども・若者の巣立ちを応援
  - (1) 職業生活のスタートを応援・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - (2) 様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備・・・・・・・・ 8
  - (3) 互いに支え合う関係づくり・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - (4) 被害者にも加害者にもならないための支援・・・・・・・・ 15
- 2 困難な状況からの自立
  - (1) 困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援・・・・・・・・ 20
  - (2) 支援の質の向上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

### 【資料編】

- 各種法令等による子ども・若者の年齢区分・・・・・・・・ 29
- ニート、ひきこもり、不登校など子ども・若者に関する主な相談機関・・・・ 30

# 第1章 計画の改訂にあたって

## 1 とっとり若者自立応援プランとは

### (1) 改訂の経緯

「とっとり若者自立応援プラン」(以下「プラン」という。)は、青年期以降の課題について県の取組方針を明らかにするため、平成24年3月に策定したものです。このプランの計画期間であった3年が経過することから、この度改訂を行いました。

### (2) プランの期間

このプランの期間は、平成27年度から29年度までの3年間とします。

### (3) プランの性格・位置づけ

このプランは、鳥取県の将来ビジョン(平成20年から概ね10年間)などの関連計画と整合するよう策定しています。

また、このプランは、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項の規定に基づく「子ども・若者育成支援についての計画」とします。

### (4) プランの対象

このプランが対象とする範囲は、概ね10～20歳代までのすべてのかた及び30歳代であって経済的、社会的自立に困難を有するかたとします。

また、子ども・若者の呼称・年齢区分は法令や施策等により様々であることから、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語も使用しています。

<資料 各種法令等による子ども・若者の年齢区分 参照>

## 2 基本的な考え方

鳥取県は、人と人、人と地域の結びつきが強く、「顔が見える関係」が残っています。また、子ども・若者を支援する関係機関も、コンパクトな県であることから「顔が見える関係」を築きやすい条件にあります。

こういった鳥取の特性や強みを積極的に活用し、鳥取らしい子ども・若者が社会へ巣立ち、羽ばたくことのできる環境を目指します。

### (1) 経済的、社会的自立のできるたくましい子ども・若者の育成

○職業生活のスタートを応援するため、若者の就職等に向けての意識、能力の向上と雇用機会の確保を目指します。

○子ども・若者が芸術、文化、スポーツなど様々な事柄について伸び伸びと挑

戦し、体験を積むことのできる環境を目指します。

○社会に関わりながら様々な体験を積むことにより、子ども・若者が地域社会を支える人財として成長できるよう、地域の活動やボランティアに取り組みやすい機会や環境が整備された状態を目指します。

○子ども・若者が被害者にも加害者にもならないよう、安全に暮らすための知識を身につけるとともに、安心して生活できる環境の整備を目指します。

## (2) 困難な状況にある子ども・若者が安心して相談できる相談機能の充実・整備

○貧困、不登校・ひきこもりなど様々な困難な状況にある子ども・若者が自立して生活できるよう、関係機関が連携して必要なサービスが受けられる環境の充実を目指します。

○困難な状況にあるときに、年齢や状況に応じて適用される制度や法律が切り替わっても、適切な支援を途切れずに受けられる状態を目指します。

## 3 今後の取組に向けた推進方策

### (1) 推進体制

このプランに基づき、子ども・若者の成長と自立を応援します。

「鳥取県青少年問題協議会」など、子ども・若者の成長と自立にかかわる関係者の意見を取り入れながら、プランを推進していきます。

子ども・若者の成長と自立の応援にかかわる県の組織が部局横断的に連携を図り、施策間の整合性を図りながら、民間や国の組織とも協力して施策を実施します。

### (2) 点検・評価

取組の方向性について、定期的にその進捗状況を点検・評価し、その結果に基づき、必要な見直しを行います。

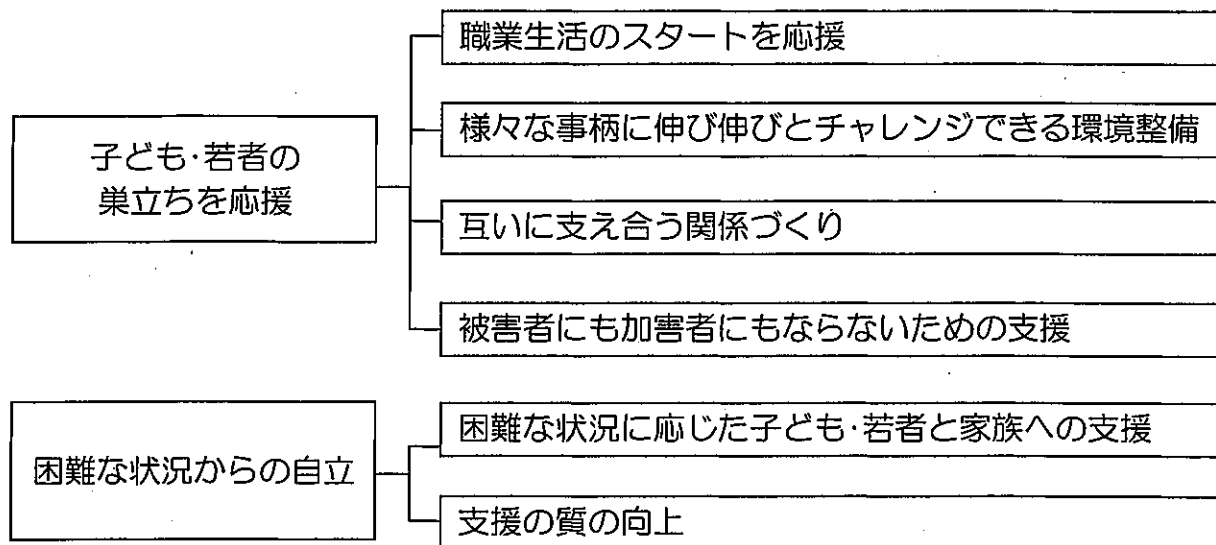
今後、平成29年度までの3年間を目処として、第2章に記述した「現状と課題」を踏まえて方向づけた取組を推進し、把握が難しい困難な状況にある子ども・若者の状況についても実態の把握に努め、必要な見直しを行います。

## 第2章 施策の展開

### 【基本理念】

人と人、人と地域の結びつきが強い鳥取県の特長や強みを活かし、子ども・若者が社会に巣立ち、羽ばたくことのできる環境を目指します。

### 【プランの体系】



# 1 子ども・若者の巣立ちを応援

## (1) 職業生活のスタートを応援

### ア 現状・課題

#### (ア) 社会で必要なコミュニケーション能力

新入社員を対象とした調査の結果によると、「仕事をしていくうえで人間関係に不安を感じる」との回答は、10年前から概ね6割を超えています（平成26年度は66.6%）（※1）。

一方、新規学卒者の選考に当たり重視している点として「コミュニケーション能力」「協調性」等を重視する企業の割合が高くなっています（※2）。そうしたことから、人間関係を築く基本であるコミュニケーション能力の向上が課題だと考えられます。

※1 「働くことの意識」調査、公益財団法人日本生産性本部、一般社団法人日本経済青年協議会

※2 一般社団法人日本経済団体連合会「新卒採用（2013年4月入社対象）に関するアンケート調査」。

#### (イ) 若者の労働に関する意識

高校、大学の卒業後、3年以内に離職する割合は約4割で、全国平均を上回る状況にあります（※1）。

新規高等学校卒業者の離職理由としては、仕事内容と不適合（ミスマッチ、認識不足）が16.5%と、自己都合（27.1%）に次いで2番目に多くなっています（※2）。

また、企業から見た場合、若者の労働に関する意識について「企業から期待されることを理解していない」「働くことのイメージを持っていない」といった意見があります。

離職率を下げるためには、「雇用のミスマッチ」の解消や労働環境の向上が課題と考えられます。

一方で、起業を支援する制度（※3）や組織が充実するなど、起業を希望する若者にとって起業へのハードルが下がっており、選択肢として考える若者もいます。

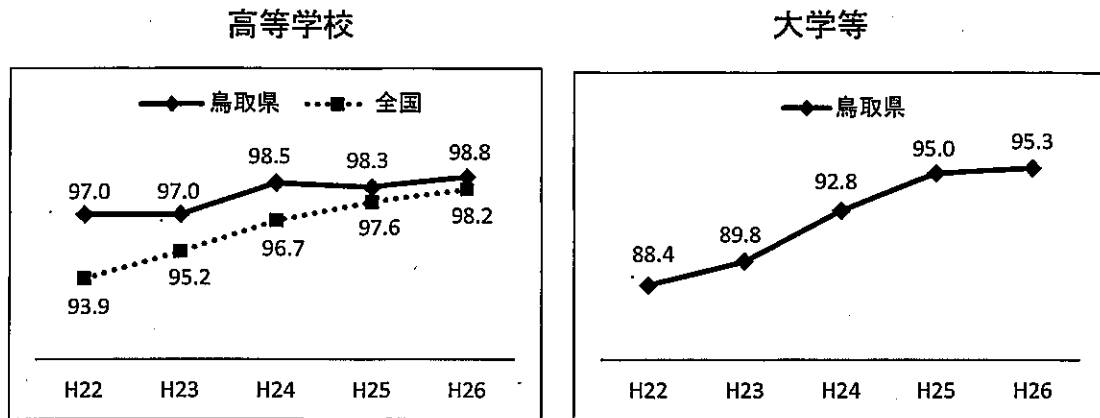
※1 鳥取労働局調べ

※2 平成25年3月（平成24年度）新規高等学校卒業者の県内就職者の1年後の離職状況、県教育委員会事務局高等学校課調査

※3 一例として、経済産業省の「若者・女性／シニア起業家支援資金制度」では新規開業しておおむね7年以内の若者に対して、株式会社日本政策金融公庫による低利融資が行われている。（平成26年度現在）

(ウ) 雇用環境

新規学卒者の就職内定率は、高卒・大卒とも9割を超えている（図1参照）ものの、15～24歳の非正規雇用の割合が4割を超え、若者が経済的に自立するには厳しい環境となっており、雇用機会の確保が課題と考えられます。



<図1> 新規卒業予定者の3月末時点の就職内定率の推移（鳥取労働局調べ）

## イ 取組の方向性と取組施策

若者の就職等に向けての意識、能力の向上と雇用機会の確保を目指します。

### (ア) コミュニケーション能力の向上

良好な人間関係を築くために必要なコミュニケーション能力の向上に資するよう、幼少期から家庭、地域、学校等で多くの人間関係や体験的活動が経験できるよう支援の充実を図ります。

#### 【取組施策】

##### ●体験活動の推進

- ・テレビ、ゲーム、インターネット等の実体験を伴わない活動ではなく、地域・学校などで様々な人と体験活動ができるよう、環境の整備や子どものための体験活動を行う団体を支援
- ・国際交流による異文化コミュニケーションの機会を確保

##### ●大人からの働きかけの推進

- ・青少年育成鳥取県民会議など青少年育成団体による啓発や、地域におけるあいさつ、声掛けなど大人からの働きかけの推進

### (イ) 「雇用のミスマッチ」の解消

企業が必要とする人材や雇用の条件と若者の希望が合わないことが、若者の早期の離職の原因のひとつであるため、雇用のミスマッチを招く「働くことに関する具体的な情報の不足」や、ミスマッチを助長する「職業観が確立していない」「自分に期待されるものが分からない」「職業意識の低下」などの事柄を解消する取組を推進します。

#### 【取組施策】

##### ●人材育成の推進

- ・地域産業のニーズを踏まえて産業人材育成センターによる職業訓練等を行い、県内産業を支える産業人材育成を推進

##### ●情報提供による就職支援の推進

- ・企業説明会の実施や県外進学者への情報提供
- ・若者仕事ぶらざを通じた情報提供

##### ●キャリア教育の推進

- ・一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、キャリア発達(※1)を促すよう様々な教育活動を通して、基礎的・汎用的能力を中心に育成する。
- ・児童生徒が、進路選択について主体的に取り組むことができるように、将来進む可能性のある仕事や職業を試行的に体験する機会及び企業見学、講演会等を推進
- ・インターンシップ(※2)事業の実施等、県内企業における高校生や大学生等の人材育成・確保を支援

※1 キャリア発達とは

社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程



## ※2 インターンシップとは

生徒・学生が在学中に自らの学習内容や専攻、将来の進路等に関連した就業体験を行うこと。

### (ウ) 労働環境の向上

長く働き続けるために、雇用主と労働者や関係機関が一体となって、働き方・雇い方のルールを守る雇用環境の整備を図り、あわせて、職場での困りごとやワークルールについて相談できる場の確保を図ります。

#### 【取組施策】

##### ●雇用環境の整備

- ・労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の派遣による中小企業への労務管理等のアドバイス実施や労働セミナー開催、労働問題に関するハンドブックの作成・配布による働きやすい職場づくりへの啓発活動の実施

##### ●相談機関の確保

- ・若者仕事ぶらざ、中小企業労働相談所（愛称：みなくる）の設置と広報

### (エ) 雇用機会の確保

あらゆる分野で雇用の場の確保を図り、正規職員採用が促進されるよう努めるとともに、それぞれのライフスタイルに合ったいろいろな働き方が選択できるよう支援します。

#### 【取組施策】

##### ●就労先の創出

- ・企業立地の推進など雇用創造に結びつく事業を展開
- ・企業や青年中央会等と意見交換を行うなどして理解を求めたり、働きかけを行ったりし、多様なニーズに対応した体験就労の場を拡充

##### ●就職活動への支援

- ・若者仕事ぶらざ、ハローワークの利用促進

### 取組事例

【産・官・学総がかりのインターンシップ】（鳥取大学、鳥取環境大学、鳥取短期大学、米子工業高等専門学校、経済団体、県内企業、県）

鳥取で学ぶ若者を卒業後も地域の社会と産業を担う中核的人材として確保し育成するため、県内の高等教育機関、産業界（経済団体・企業）、地方自治体等が一丸となって推進するインターンシップです。学生にとっては鳥取県内の企業に関する認識・理解を早い段階から深めることで幅広い視点に立ったキャリアデザインが、企業にとっては自社の若手社員にメンター的な役割を任せながら実習生への指導に責任を持たせることで社員成長の機会が、可能になります。

# 1 子ども・若者の巣立ちを応援

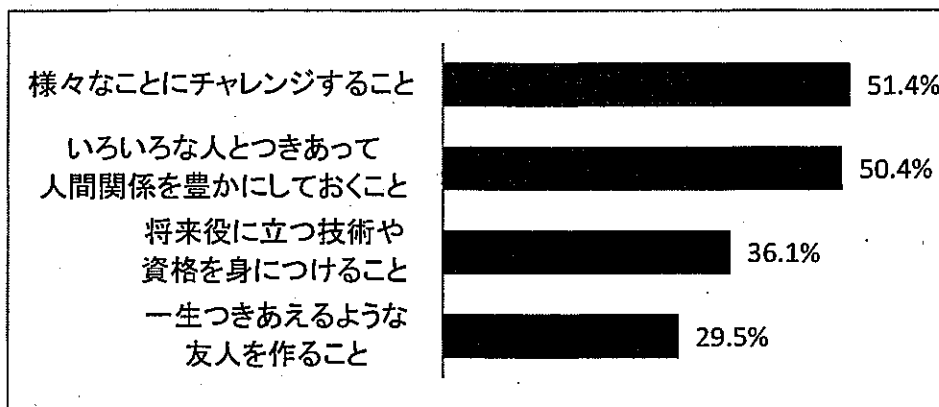
## (2) 様々な事柄に伸び伸びとチャレンジできる環境整備

### ア 現状・課題

#### (ア) 子ども・若者の体験活動等と自立

「若いうちに是非やっておくべきだと勧めたいこと」として、複数回答で50%を超えるかたが、「様々なことにチャレンジすること」「いろいろな人とつきあって人間関係を豊かにしておくこと」を挙げています(図2参照)。

また、自然体験や生活体験が豊富な青少年ほど、自己肯定感が高い傾向にあるという調査結果(\*)からも、様々な体験活動ができる環境の整備が課題と考えられます。



<図2>若いうちに是非やっておくべきだと勧めたいこと(複数回答、17の選択肢から上位の4項目を抽出)

(平成26年度第7回県政参画電子アンケート「とっとり若者自立応援プランの見直しに関するアンケート」(回答者数393名。以下「県政参画電子アンケート」))

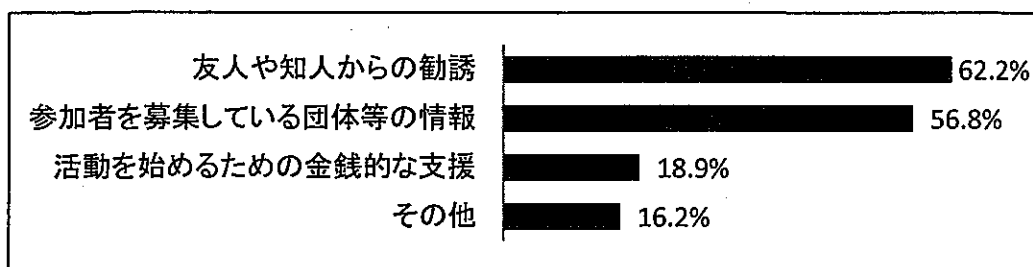
※ 『青少年の体験活動等と自立に関する実態調査報告書』平成22年度調査(独立行政法人国立青少年教育振興機構)

#### (イ) 活動に参加するきっかけ

一方で、地域活動等での継続的な活動状況を尋ねたところ、「活動していないが今後参加したいと考えている」と回答したかたが17.8%あり、その回答者に、ということが活動に参加するきっかけとなるかを複数回答で選んでいただいたところ、「友人や知人からの勧誘」が最も多く62.2%、次いで「参加者を募集している団体等の情報」が56.8%という結果でした(図3参照)。

また、若者による意見交換会では、「県内で若い人達が集まる場がない。あってもそれを知る機会がない。」「イベント情報が乱立していてよくわからないので、イベントの中でも若い人向けの情報を集めてあるとよい。」「自然体験のイベントを実施するに当たり情報を広く発信できる場や、そうしたイベントの情報が幅広く集まるところが欲しい。」等の意見がありました。こうしたこと

から、活動のきっかけとなる情報の提供が求められていると考えられます。



<図3>地域活動に参加するきっかけ（複数回答、回答者は「地域活動等で定期的に活動していないが、今後活動したい」と回答した37名）

（「結婚、出産、男性の育児参加、地域活動等に関するアンケート（18～29歳対象、回答者209人）」（平成24年11月鳥取県調査））

#### （ウ）様々な活動ができる環境

若者が育つ環境として地域の良いところを尋ねたところ、「自然体験をする場や機会が豊富」を挙げたかたが複数回答で56.0%ありましたが、一方で、「文化施設が豊富」を挙げた割合が5.9%、「娯楽・レジャー施設が豊富」を挙げた割合は3.8%に過ぎず（※）、文化施設やレジャー施設が十分でないと感じていることがうかがえます。

※ 県政参画電子アンケート

## イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が芸術・文化・スポーツなど様々な事柄について伸び伸びと挑戦し、体験を積むことのできる環境を目指します。

### (ア) 鳥取の良さを生かした、伸び伸びとチャレンジできる環境整備

鳥取の豊かな自然の中で行えるアウトドアスポーツや自然体験をはじめ、多様なスポーツ、文化、芸術、交流、地域づくり、環境配慮活動等、多様な活動が行える場や機会、情報の提供に取り組みます。また、子ども・若者が自由な発想で主体的に活動できる環境の整備に取り組みます。

#### 【取組施策】

##### ●活動機会、場所の提供

- ・地域で子ども・若者が自主的に集い様々な活動に伸び伸びと挑戦できる居場所の整備（スケートボード場）
- ・音楽、舞台芸術、美術など芸術に関する活動が行える場や発表の機会、情報の提供（とりアート、ジュニア県展など芸術活動の支援の充実）
- ・まんが王国とっとりならではのマンガ、アニメ、映画などのポップカルチャー（※）に関する活動が行える場や発表の機会、情報の提供（マンガやアニメなどの創作や発表の機会を充実）

##### ●情報の収集と発信

- ・子ども・若者が中心となって行う活動や、子ども・若者を対象としたイベントの情報等を幅広く収集
- ・子ども・若者の活動に関する情報や、自然や食を含めた鳥取の魅力ある資源や環境に関する情報を積極的かつ効果的に発信

※ ポップカルチャーとは

一般市民による日常の活動で成立している文化。大衆文化。具体的には、アニメ、マンガ、ゲーム、ファッションや映画等。

## 取組事例

### 【とっとり夢プロジェクト】（県教育委員会）

高校生が思い描いている夢ややってみたいことを企画・提案し、採用されれば、1企画に対して最大で100万円の支援が受けられます。（平成26年度現在）創造力とチャレンジ精神を持った高校生が、自由な発想で主体的に企画・活動し、自らの自主性や個性を伸ばすこと、さらには学校や地域の活性化につなげることを目的とした事業です。

＜平成26年度に採択された企画＞

- ・「智頭宿格子プロジェクト」（智頭農林高校）
- ・「手話パフォーマンス甲子園参加の取組（鳥取湖陵高校）」
- ・「もっと、絵をうまくなってまんが王国ととりの高校生を全国にPRしたいプロジェクト」（米子高校）

### 取組事例

#### 【チャレンジショップ】（鳥取市他）

空き店舗を活用し、店を始めたい方に安価な家賃で貸し出しを行っています。

### 取組事例

#### 【鳥取市若者会議】（鳥取市）

鳥取市若者会議は、鳥取市の将来像について、若者の視点で調査・研究するとともに、新たな施策や政策を立案し、鳥取市に対して提言することを目的として、2007年1月に設けられました。

これまでに、観光ツアーの企画やまちなかマップの作成、婚活イベントの実施などの活動を通じて、市政に対する意見・提言を行っており、その多くが市の施策として反映されています。

メンバーの任期は2年であり、2014年現在、第5期のメンバーが活動しています。

### 取組事例

#### 【サテライトキャンパス SAKAE401】（鳥取大学）

地域活性化にむけた教育研究を地域と大学が連携して推進し、地域を担うキーパーソンを養成する地域に関かれた大学の拠点を目指して開所されました。

#### 【まちなかキャンパス】（鳥取環境大学）

地域、自治体、関係団体、大学が集い、学習・研究や情報交換など地域連携を進めていく場として開設されました。

### 取組事例

#### 【とっとりあそびば不動産プロジェクト】（うかぶLLC）

県内の遊休物件と、県内で活動をしていくアーティストやその物件を文化的な活動に利用したい方とのマッチングを行う取組です。

この取組により、空き物件がアーティストのアトリエや小規模なイベントスペースなどに有効活用されます。

※「アーティストリソート構想」の推進の一環として実施される「とりAIRプラットフォーム事業」（滞在制作施設に利用できる物件の発掘、県外アーティストへの滞在制作施設・支援メニューの情報発信）の中で実施されているものです。

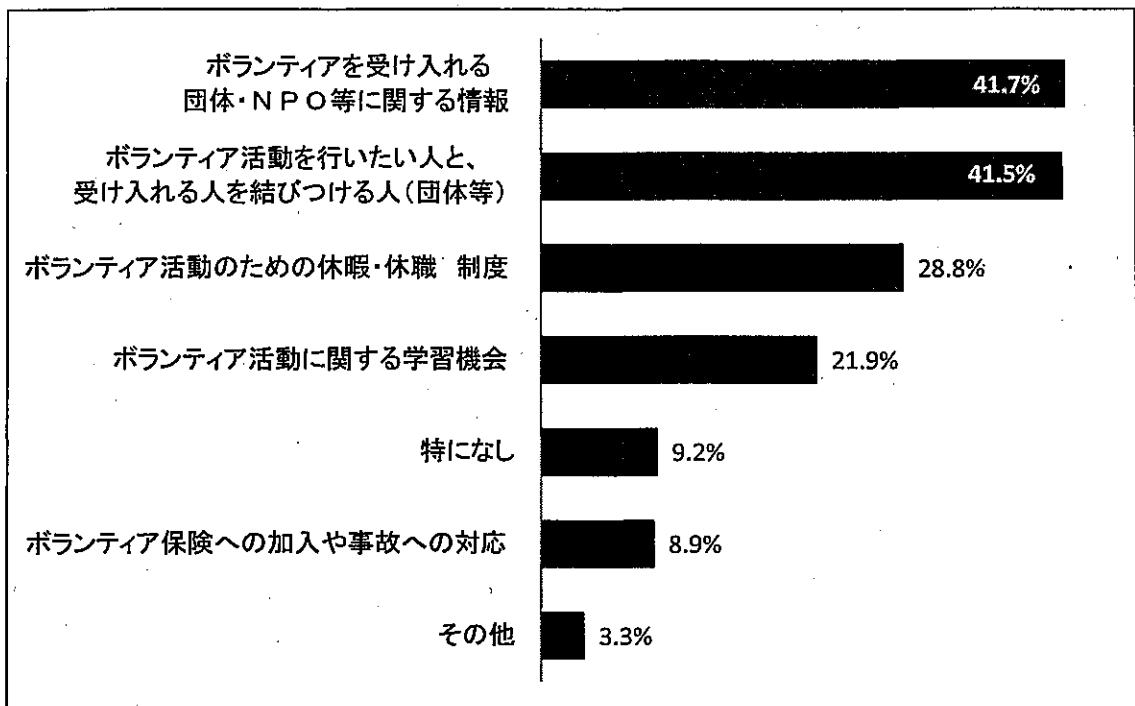
# 1 子ども・若者の巣立ちを応援 (3) 互いに支え合う関係づくり

## ア 現状・課題

### (ア) 地域での活動やボランティア

地域を支える人財となるには、地域で行われる行事やボランティア活動などを通じて、様々な体験を積み、地域の大人や同世代の友人との絆を深めることが必要と考えられます。

ボランティア活動に参加しようとする場合に求めるものとして、「ボランティアを受け入れる団体・NPO等に関する情報」と「ボランティア活動を行いたい人と、受け入れる人を結びつける人(団体等)」とが多く挙げられています(図4参照)。



＜図4＞ボランティア活動に参加しようとする場合に求めるもの（2つまで選択可）  
（平成26年度第7回県政参画電子アンケート『とっとり若者自立応援プランの見直しに関するアンケート』調査結果）

## イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が、社会に関わりながら様々な経験を積むことにより、地域社会を支える人財として成長できるよう、地域の活動やボランティアに取り組みやすい機会の提供や環境の整備を目指します。

### (ア) 地域活動やボランティアなどの活動に取り組みやすい環境整備

子ども・若者の地域活動を指導し、支える大人の活動を支援します。

また、すべての子ども・若者に多くの分野のボランティア情報を提供し、マッチングを推進します。

#### 【取組施策】

##### ●情報の提供、マッチングの推進

- ・ボランティア情報の横断検索と、ボランティアを求める側が広く募集できるデータベースを整備（「鳥取県ボランティア総合情報サイト『ボランとり』」、鳥取県ボランティア・市民活動センター（鳥取県社会福祉協議会）『とっとりボランティアバンク』）

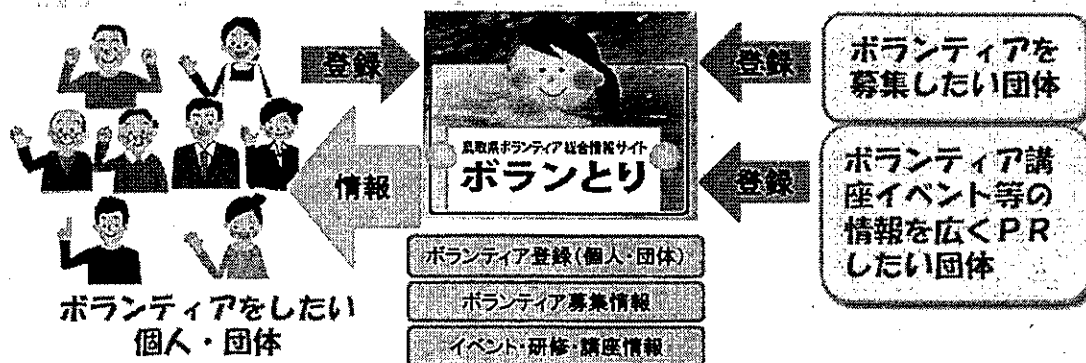
##### ●活動への支援

- ・地域の活動やボランティアを総合的に支援する体制の整備（一般財団法人とっとり県民活動活性化センター、鳥取県ボランティア・市民活動センター（鳥取県社会福祉協議会）等）
- ・子ども会、伝統芸能保存会など、子ども・若者の地域での活動を指導し、支える団体を支援

## 取組事例

### 【一般財団法人とっとり県民活動活性化センター】

ボランティア活動、地域づくり活動、NPO活動を総合的に支援しています。若者のボランティア・社会貢献活動を応援する事業やボランティアに関する研修会の開催、相談対応に取り組むとともに、ボランティア活動をした人ボランティアを募集する人・団体をつなぐボランティア総合情報サイト「ボランとり」を県と一緒に運営するなど、様々なかたちで県民活動の活性化に取り組んでいます。



## 取組事例

### 【土曜授業】

倉吉市の小中学校では、地域の人との協力を得ながら、地域（ふるさと）の歴史、文化、自然などについて体験を通して学ぶとともに、地域の人との地域交流、世代間交流を行っています。

## 取組事例

### 【鳥取県ボランティア・市民活動センター（鳥取県社会福祉協議会）】

ボランティア活動や災害ボランティア情報を発信する「とっとりボランティアバンク」を運営しています。ボランティア活動の相談窓口として、市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会）等と連携を図りながら、「ボランティア活動したい人」と「ボランティアを求めたい人」をつないでいます。また、ボランティアを受入れる側（社会福祉施設、ボランティア団体等）のボランティアコーディネーターの養成や支援も行っています。



# 1 子ども・若者の巣立ちを応援

## (4) 被害者にも加害者にもならないための支援

### ア 現状・課題

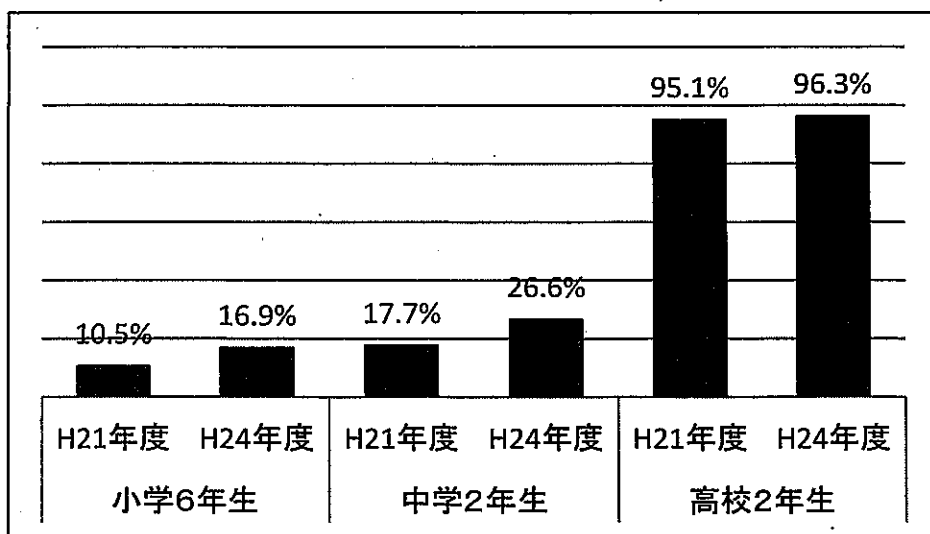
#### (ア) インターネットの利用環境

携帯電話やスマートフォンはインターネットを利用する上で大変便利なものであり、本県の高校生の携帯電話又はスマートフォンの所持率は年々増加し、平成24年度には9割を超えています(図5参照)。

加えて最近では、携帯ゲーム機や携帯音楽プレーヤーでもインターネットに接続が可能な製品が多くなるなど、青少年のインターネットの利用環境が急激に変化しています。

一方で、コミュニティサイトを通じて被害にあった児童のアクセス手段の約9割が携帯電話又はスマートフォンという状況(※1)があり、インターネット上の掲示板等を利用して、特定の児童生徒に対する誹謗・中傷が行われる「ネット上のいじめ」も大きな問題となっている等、インターネットの利用の仕方によっては被害者や加害者にもなってしまう危険があります。

このような危険を防ぐ取組として、ペアレンタルコントロール(※2)を普及させるとともに、子どもにマナーや情報モラルを教えるなど、インターネットの安全な利用について啓発していく必要があります。



<図5> 県内における携帯電話又はスマートフォンの所持率の推移(平成21年度と24年度との比較)

(鳥取県教育委員会「小・中・高校生のケータイ・インターネット利用に係る実態調査」結果)

※1 平成26年上半期警察庁

※2 ペアレンタルコントロールとは(鳥取県青少年健全育成条例第12条の2)

青少年のインターネットの利用を管理するために保護者が次に掲げる措置をとること

- (1) インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。
- (2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
- (3) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧や視聴を防止すること。
- (4) その他青少年のインターネットの利用を制御することができる措置

#### (イ) 薬物乱用

危険ドラッグの使用による重大な健康被害や事故などが県内でも発生しています。

鳥取県では鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例により、合法ハーブなどと称して販売されてきた危険ドラッグについて、麻薬・覚醒剤などと同程度に興奮や幻覚などの作用があり、健康被害を及ぼすものを「危険薬物」として、使用、販売等を禁止しています。

鳥取県内に販売店は確認されていませんが、インターネットで購入できる状況が続いているので、インターネット販売を行う業者に対する対策を進めるとともに、危険ドラッグの有害性・違法性についての注意喚起・普及啓発を強化していく必要があります。

#### (ウ) 児童虐待

児童虐待防止の啓発による県民意識の向上等により児童虐待通告件数が伸び続けており、これに伴って県内の児童相談所による児童虐待対応件数も増加し続けています。児童虐待の背景には、経済的困窮やDVの問題を抱えている家庭の増加もあると考えられます。

今後も児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目のない総合的な対策を講ずる必要があります。また、児童相談所、市町村、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要です。

#### (エ) 消費生活上のトラブル

本県では、20歳代までの子ども・若者から、「インターネット等のオンライン関連のサービス（アダルト、出会い系ほか）」、「融資サービス」などを中心に227件もの消費生活上のトラブルに関する相談が県消費生活センターに寄せられています(平成25年度相談件数)。相談件数は減少傾向が続いていましたが、平成25年度に増加に転じました。

引き続き、消費者教育を推進していくことが必要だと考えられます。

#### (オ) 交通安全

交通事故では、子ども・若者が被害者となるだけでなく、自動車・自転車運転中に加害者になってしまうケースもあります。自転車利用者が主な原因となる交通事故も発生しており、自転車が無秩序に歩道を通行したり、一時停止を守らないなど、ルールを無視した利用実態が目立っています。

交通事故の防止のためには、交通安全意識を普及させるとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進することが重要です。

#### (カ) 様々な不審者事案や犯罪

子どもに「お菓子をあげる、車に乗せてあげる」などと言って誘ったり、女性に卑猥な言葉をかけたり、つきまとったりするなどの誘拐事件や性犯罪等の前兆と思われる事例が後を絶たない状況にあります。

#### (キ) デートDV

内閣府の調査（平成23年度）によると、10歳代、20歳代の頃に交際相手がいた（いる）という人のうち、当時の交際相手から“身体的暴行”“心理的攻撃”“性的強要”のいずれかをされたことが『あった』という人が、女性13.7%、男性5.8%ありました。思春期や青年期などの若い恋人の間でもDV(※)（デートDV）が発生しており、若年者に向けたDV（デートDV）の防止啓発の取組の充実が必要です。

※ DVとは

ドメスティックバイオレンス。配偶者や恋人等の親密な関係にある、またはあった人から加えられる暴力。

#### (ク) 労働関係トラブル

鳥取県中小企業労働相談所（愛称：みなくる）に寄せられる労働相談の件数は年間2000件を超える高止まりの傾向にあり、労使間での賃金・労働条件等をめぐるトラブルは今後も増加することも予想されますので、引き続き相談体制の充実が必要です。

## イ 取組の方向性と取組施策

子ども・若者が安全に暮らすための知識を身に付けるとともに、安心して生活できる環境の整備を目指します。

### (ア) 啓発による子ども・若者の被害・加害の防止

子ども・若者本人はもちろん、保護者に対しても、危険に関する事柄や安全に生活するために必要な事柄に関して、また、人権や性に関して理解を深めるための教育・研修・情報提供を進め、トラブルの未然防止を図ります。

#### 【取組施策】

- インターネット上の危険への対策
  - ・ペアレンタルコントロールの推進やインターネットの安全利用に関する講演会などの実施
  - ・学校教育における情報モラル（メディアリテラシー）に関する学習
  - ・講師派遣によるPTAや地域の大人を対象とした研修会の実施
- 薬物乱用防止
  - ・学校等での出前講座の開催
  - ・県内の若者向けにインターネット広告を実施
  - ・啓発用動画を作成し、免許センター、学校等へ配布
- 児童虐待防止
  - ・児童虐待の予防、早期発見に向けた効果的な啓発活動の実施
- 消費者教育の推進
  - ・消費者教育を学校や関係機関が一体となって推進するための計画を策定
  - ・県内高等教育機関と連携し消費者問題に関し専門的な講座を実施
  - ・高等学校等に講師を派遣し、消費者トラブル防止のための授業を実施
- 交通安全対策
  - ・警察本部・各警察署等による交通安全（安全な歩行、自転車・自動車の安全運転）などの指導の実施及び県警ホームページによる情報提供
- 様々な不審者事案や犯罪の被害防止
  - ・県、警察本部のホームページ等を通じた不審者情報や防犯対策等のお知らせ
- デートDVの防止
  - ・高等学校等におけるDV予防啓発支援員によるデートDV防止啓発の出前講座の実施
  - ・地域や職場で行われる研修などに、DV予防啓発支援員や婦人相談所職員などを講師として派遣
- 共通
  - ・街頭啓発や、様々なメディアを使った啓発の実施

### (イ) パトロールなどによる子ども・若者の被害・加害の防止

防犯ボランティア団体などが行う自主防犯パトロール活動を推進します。また、インターネット上のトラブルを防止するための監視を実施します。

#### 【取組施策】

- 地域で行う防犯パトロールの実施
  - ・青色防犯パトロール、登下校の見守り活動等の支援
- インターネット上のパトロールの実施
  - ・インターネット上のトラブルを防止するため、児童生徒の書き込みを監視（ネットパトロール）し、不適切な書き込み等を学校に情報提供

### (ウ) 環境整備による子ども・若者の被害の防止

子ども・若者の被害防止に向けた環境整備を推進します。

#### 【取組施策】

- 鳥取県青少年健全育成条例に基づく有害環境の実態把握
  - ・青少年健全育成協力員による、青少年にとっての有害環境の実態把握
  - ・カラオケボックス・インターネットカフェ等の深夜営業施設や、インターネット接続機器の販売事業者、携帯電話ショップ、書店、コンビニエンスストア、レンタルビデオ店等への職員による立入調査の実施
- ペアレンタルコントロールの推進
  - ・鳥取県青少年健全育成条例に基づき、インターネット接続機器販売店によるペアレンタルコントロールの必要性等に関する説明定着の促進
- 薬物乱用防止
  - ・鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき、「危険薬物」の使用、販売を禁止
  - ・危険ドラッグが県内で流通しないための監視及び規制の強化（危険ドラッグのネット販売業者に対し、鳥取県内への販売を行わないよう申し入れを実施）
  - ・立入調査の実施
- 児童虐待防止
  - ・児童虐待防止対策の中心となる児童相談所の体制強化及び専門性の向上
  - ・支援が特に必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等の必要な支援を実施
  - ・児童相談所、市町村要保護児童対策地域協議会、保健センター、保健所、保育所及び児童家庭支援センターその他の児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関並びに婦人相談所その他の関係機関との連携を強化
- 労働関係トラブルの防止
  - ・鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）における労務管理アドバイザー（社会保険労務士）の派遣による中小企業への労務管理等のアドバイス実施や労働セミナー開催による働きやすい職場づくりへの啓発活動の実施（再掲）

## 2 困難な状況からの自立

### (1) 困難な状況に応じた子ども・若者と家族への支援

#### ア 現状・課題

##### (ア) 子どもの貧困

子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項の規定に基づき策定する「鳥取県子どもの貧困対策推進計画」に沿って、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう関係機関が連携し、子どもの貧困対策を推進する必要があります。

##### (イ) ニート

平成24年度就業構造基本調査（総務省）によると、若年無業者※（いわゆるニート）の数は全国で約61.7万人、県内で3200人と推計され、県内人数は5年前と比べ変化はありませんでした。

ニート状態にある本人は「仕事をしていない後ろめたさ」等精神的負担を感じながら生活している（厚生労働省調査）ほか、就職した場合も派遣やパート・アルバイトなど非正規労働に従事することが多く、経済的な自立が難しくなることも心配されます。

※ 若年無業者とは（就業構造基本調査における定義）

15～34歳の無業者で家事も通学もしていない者のうち、①就業を希望している者のうち、求職活動をしていない者（非求職者）及び②就業を希望していない者（非就業希望者）

##### (ウ) ひきこもり

ひきこもり※に関して、平成25年度に県の機関へ相談されたのは136人（延べ973人）、とっとりひきこもり生活支援センターに相談されたのは98人（延べ1394人）という状況で、相談件数は年々増加する傾向にあります（表1参照）。

また、本人が相談を望まない場合も多いことがうかがえるため、本人への支援だけでなく、家族に対する支援も必要であると考えられます。

さらに、ひきこもり支援を行うにあたっては、発達障がいなど困難な状況の背景を理解した支援が必要と考えられます。

<表1>鳥取県内におけるひきこもりに関する相談件数の推移

県機関への相談 (単位:人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
実人数	91	114	124	120	136
延べ人数	513	769	460	687	973

とっとりひきこもり生活支援センターへの相談 (単位:人)

年度	H21	H22	H23	H24	H25
実人数	43	49	61	65	98
延べ人数	891	1036	577	896	1394

※県内におけるすべてのひきこもり相談の件数を表しているものではありません。

※ ひきこもりとは(「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」における定義)

様々な要因の結果として社会参加(義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など)を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態(他者と交わらない形での外出をしてもよい)を指す現象概念である。

(工) 不登校

県教育委員会等の調査によると、県内では小学校で130人、中学校で380人、高等学校で258人、特別支援学校で12人が不登校の状態にあります。

また、不登校をきっかけとしてひきこもりの状態になる場合もあり、学校や教育関係の機関だけでなく、それら以外の専門機関とも連携した支援が必要です。

(オ) 高校中退

高等学校の中退率は全国的に減少傾向にありますが、平成25年度に県内の高等学校(公立及び私立。通信制課程を含む。)で293人の生徒が中途退学をしており、理由は、学校生活・学業不適應が最も多く49.5%、次いで進路変更が26.3%となっています(※)。

高校中退者の雇用環境は厳しいので、在学中における本人の適性にあった進路に向けた支援を図るとともに、相談窓口の周知が必要です。

※ 平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」文部科学省

(カ) 非行

検挙、補導少年は減少傾向にありますが、触法少年(※1)の補導件数は増加していることから、非行の低年齢化が懸念されます。また、不良行為少年の補導件数は減少していますが、喫煙、深夜徘徊の割合は依然として高い状態です。平成25年の全国の少年の再非行率(※2)は34.3%(※3)と増加しており、本県では24.7%と全国平均よりは低いものの高い水準にあることから引き続き少年の立ち直り支援が必要です。

※1 触法少年とは

14歳未満で犯罪法令に触れる行為をした少年

※2 再非行率とは

刑法犯罪で検挙された少年のうち再び犯罪を犯した少年の割合

※3 平成26年警察庁資料

### (キ) 異文化での暮らし

県内には平成25年末時点で約3800人の外国人が言葉や生活習慣、文化などの違いの中で生活をされています。地域で安心して暮らせるよう、相談体制やボランティア活動を充実し、多文化共生の社会づくりを進める必要があります。



## イ 取組の方向性と取組施策

様々な困難を抱える子ども・若者が自立して生活できるよう、関係機関が連携して必要なサービスが受けられる環境の充実を目指します。

### (ア) 子どもの貧困に関する支援

経済環境など様々な問題で子どもたちが夢をあきらめることなく、その能力・適性に応じて希望する進路に進んでいけるよう、学習環境や相談体制の整備、経済的支援等を行います。

また、保護者の就労は、生活の安定を図る上で重要であることはもちろん、家族がゆとりを持って接する時間の確保や、保護者が働く姿を子どもに示すことによって、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、教育的意義からも重要です。関係機関と連携しながら、保護者の就労支援の充実を図ります。

#### 【取組施策】

##### ●教育の支援

- ・子どもたちの放課後や土曜日等における教育活動の充実を図るため、学校・家庭・地域が連携協力して、学校や地域における多様な学習や体験活動の機会を提供
- ・生活保護を含む生活困窮世帯やひとり親家庭の子ども的高等学校等への進学率の安定・向上を目指し、小中学生を対象に学習支援を行う市町村の取組が県内全市町村で展開されるよう推進。
- ・子どもたちが抱える様々な問題に寄り添い、成長をしっかりと支えていくため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門員による相談体制・支援体制を充実。特にスクールソーシャルワーカーについては、県内全市町村への配置を目指す。

##### ●経済的支援

- ・勉学意欲がありながら経済的な理由により就学が困難な生徒に対し、授業料を減免
- ・高校生が等しく教育を受ける機会を確保するため、高等学校等就学支援金を支給
- ・授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成26年度以降の市町村民税非課税世帯の入学者を対象に返済不要の奨学給付金を支給
- ・経済的理由で高等学校等での就学を断念しないよう、貧困世帯の高校生の希望者全員に奨学金を貸与
- ・高等学校卒業後の教育について、介護福祉士、保育士、看護職、理学療法士等、県内の様々な分野での人材確保も目的とした奨学金等を維持、充実

##### ●保護者に対する就労の支援

- ・生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員による支援、ハローワークと福祉事務所等のチーム支援、各種就労支援機関等との連携による就労準備段階での支援、求職活動中の家賃相当額の給付など、きめ細かい支援を実施
- ・直ちに一般就労が困難な生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労に向けた動機づけや基礎能力の形成を図るために段階的な支援を行う就労準備支援事業が全市町村で展開されるよう推進

## (イ) ニート、ひきこもりに関する支援

各種調査結果や関係機関との情報交換などから実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、本人が相談機関に来ることが難しいケースが多いことが見込まれるため、保護者に対する情報提供や相談機関のPRに取り組みます。

### 【取組施策】

#### ●適性にあった進路に向けた支援

- ・社会参加への自信を持たせるための職場体験の実施（ひきこもり対策推進事業）
- ・多様なニーズに対応した中間的就労(※)の場の創出に係る検討

#### ●相談・支援機関の周知

- ・相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）

(主な相談機関と支援の内容)

#### ニートなど

- ・若者サポートステーションによる社会参加や就職に向けての助言、職場体験など
- ・若者仕事ぶらさ、ハローワークによる就職に関する情報提供、助言、職業訓練など

#### ひきこもり

- ・各福祉保健局、福祉保健事務所、精神保健福祉センター、ひきこもり生活支援センターでの相談、家族の集い、就労体験など

※ 中間的就労とは

一般就労といわゆる福祉就労との間に位置する就労の形態

## (ウ) 不登校に関する支援

不登校に関する調査や分析を行い、不登校の防止や学校復帰、社会自立に向けた取組を、教育委員会や学校以外の専門機関とも連携しながら総合的に実施します。また、不登校の生徒の居場所づくりに取り組めます。

### 【取組施策】

- 不登校の早期発見、早期対応、未然防止の取組
    - ・ 県立高等学校等においては、心理検査のひとつであるhyper-QU検査(※)を年2回実施し、悩みや困り感等を抱えている生徒の早期発見、早期対応に活用。また、高等学校の教員を対象にhyper-QU活用研修会を年1～2回実施
  - 不登校の状態にある生徒に対する支援
    - ・ 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して、困難な状況にある本人や家族への身近なところでの相談・支援を充実
    - ・ 不登校に関する調査の実施や専門機関と連携した対応など総合的な対策の実施
    - ・ 小中学校での不登校経験者などが少なからず在籍する定時制・通信制の高等学校で「集団生活体験及びコミュニケーション能力の育成」「生活体験及び社会体験活動の充実」「基礎学力の充実」のための事業を行うなど、教育内容を充実
  - 相談・支援機関の周知
    - ・ 相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）（再掲）
- (主な相談機関と支援の内容)
- いじめ・不登校総合対策センターによる、相談、助言、教育支援センター（ハートフルスペース）における体験活動及び学習支援など

※ hyper-QUとは

学校生活意欲、学級満足度、対人関係を築く際に必要なソーシャルスキルの3つの尺度で構成された心理検査で、よりよい学級集団づくりや、不登校などの予防と対策として生徒一人一人に適切な対応を図ることに活用できるとされている。

### (エ) 高校中退者への支援

各種調査等の実施により実態の把握を進め、本人の適性にあった進路に向けた支援を図ります。また、新たな進路に進む際に支援が必要になった場合、どこに行けばよいかなどの情報が本人や家族に届く広報を推進します。

#### 【取組施策】

- 適性にあった進路に向けた支援
  - ・若者仕事ぶらざ、若者サポートステーション等での相談や支援の充実、学び直しや進路に関する情報の提供
- 相談・支援機関の周知
  - ・相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（再掲）

### (オ) 非行の防止、立ち直りの支援

非行の入り口となる、深夜徘徊等を防止する取組や、非行からの立ち直りの支援を推進します。

#### 【取組施策】

- 非行の防止
    - ・街頭補導などを行う県内の少年補導センターの活動への助成
    - ・児童・生徒を対象とした非行防止教室の実施
    - ・深夜営業事業者と協力した、保護者、青少年への深夜外出規制の啓発
  - 相談・支援機関の周知
    - ・相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実（特に、保護者に届く情報提供の推進）（再掲）
- (主な相談機関と支援の内容)
- 警察本部少年サポートセンター、児童相談所における、相談、学校や家庭と連携した生活立て直しへの支援など

### (カ) 地域で暮らす外国人の子ども・若者とその家族への支援

地域で暮らす外国人の子どもたちが学校・地域間で円滑な意思疎通ができるよう、日本語の習得支援を行うなど、事情・状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、県内で働き、生活する外国人に対して多言語での日常生活情報の提供や、相談体制の整備を進めます。多文化共生に関する意識啓発や国際理解と基礎的体制づくりを推進します。

#### 【取組施策】

- 日本語学習支援
  - ・地域で暮らす外国人の子どものための日本語クラスの開催など
- 情報提供・相談対応
  - ・外国人が日常生活を送る上で必要な情報をメールマガジンの配信やホームページにより多言語で提供
  - ・日常生活上のトラブル、育児や教育の悩み等に関する相談対応の充実、通訳ボランティアの派遣

## 2 困難な状況からの自立

### (2) 支援の質の向上

#### ア 現状・課題

##### (ア) 困難を抱える子ども・若者の相談窓口

内閣府による調査(※1)によると、困難家庭(※2)で本人支援を受けた経験のない家庭が困難家庭の半数以上を占めること、また、支援を受けたことのない家庭には、どこで支援を受けたいかわからない家庭も多いことから、まずは相談機関の周知を行うことが必要です。

※1 「困難を有する子ども・若者及び家族への支援に関する調査研究(平成25年3月)」

※2 この調査で困難家庭は、15歳以上40歳未満の兄弟姉妹、子ども、孫のうち、現在ひきこもり、ニートなど、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている方はいらっしゃるでしょうか、の問いに「いる」と答えた場合)

##### (イ) 困難の背景に応じた支援

困難な状況はその背景に、病気や家庭の状況などの様々な課題が存在するケースがあるため、それらを十分に理解したうえで適切な支援を行うことが求められています。

例えば、乳幼児期に発達障がいであることが分かった場合は、適切な支援が行われるように体制が整備されてきていますが、発達障がいに気づかないまま成長し、青年期を迎えたかたについては、その人の障がい特性を十分に理解しなければ、就業などについて適切な支援が行えない恐れがあります。

##### (ウ) 困難を抱える子ども・若者の支援機関の連携

児童相談所が取り扱うケースは18歳までの「児童」、教育委員会の支援対象は「児童生徒」というように、法律や制度によって各支援機関の対象が異なるために、年齢や高校中退で学校から離れる等、条件が合わなくなると支援が受けられなくなる恐れがあります。

また、不登校、高校中退、ニート、ひきこもり、非行といった困難な状況にある本人や家族への支援は、単独の機関のみで対応することが難しい例が見受けられることから、教育、保健、福祉、医療などの複数の専門機関による多面的な支援が必要です。

## イ 取組の方向性と取組施策

困難な状況にあるときに、年齢や状況に応じて適用される制度や法律が切り替わっても、適切な支援を途切れずに受けられる状態を目指します。

### (ア) 相談機関の活用

子ども・若者が困難な状況にあるときに、本人や家族が適切な相談を受けられるよう、相談機関のPRを進めます。

また、学校など、困難な状況にある本人や家族にとって身近なところで相談ができる体制を整備します。

#### 【取組施策】

##### ●相談・支援機関の周知・利用促進

- ・相談・支援機関の活動事例を紹介するセミナーの開催などによる利用の促進
- ・相談・支援機関について、マンガなどを用いた分かりやすい情報の提供と支援の充実。特に、保護者に届く情報提供の推進（再掲）

##### ●相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを始め、困難な状況にある本人や家族に身近なところでの相談・支援を充実

### (イ) 困難な状況の背景を理解した支援の実施

相談や支援を行う機関においては、研修を充実し、障がいの特性に応じてより適切な支援を行うなど支援体制の強化を図ります。

#### 【取組施策】

##### ●研修内容の充実

- ・困難な状況の背景にある病気や障がい等を理解した対応ができるよう担当職員向け研修を実施

### (ウ) 関係機関の連携

本県はコンパクトな県であることによって、困難な状況にある子ども・若者や保護者の支援や相談を行う機関が相互に協力して支援に当たっていますが、最前線で支援に当たる職員が、より円滑に連携し、支援できる環境を整備できるよう、関係機関が情報共有する機会を設けるなど、一層活発な支援のネットワークづくりを進めます。

#### 【取組施策】

##### ●関係機関が連携した支援の推進

- ・関係する相談・支援機関を対象に、活動内容等の情報共有の機会を設け、支援担当者が一層連携しやすい環境づくりを推進
- ・関係機関の情報交換の結果などをもとに、ひきこもり、ニート、高校中退等の状態にある本人や家族への支援を展開
- ・市町村の担当者にも支援機関に関する情報提供を推進
- ・必要に応じた関係機関が集まって行う支援事例の勉強会を推進

各種法令等による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分	
少年法	少年	20歳未満の者	
刑法	刑事責任年齢	満14歳	
児童福祉法	児童	18歳未満の者	
		乳児	1歳未満の者
		幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
		少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者	
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者	
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
	学齢生徒	小学校又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以降における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
民法	未成年者	20歳未満の者	
	婚姻適齢	男満18歳、女満16歳[未成年者は、父母の同意を得なければならない。]	
労働基準法	年少者	18歳未満の者	
勤労青少年福祉法	勤労青少年	[法律上は規定なし]※第9次勤労青少年福祉対策基本方針(平成23年4月厚生労働省)において、「おおむね35歳未満」としている。	
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者	
	幼児	6歳未満の者	
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者	
	中型免許を与えない者	20歳未満の者	
	普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者	
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者	
独立行政法人国立青少年教育振興機構法	子ども	法律上は規定なし 「子どもゆめ基金」については、おおむね18歳以下の者	
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者	
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者	
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者	

(参考)

児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
-------------	----	---------

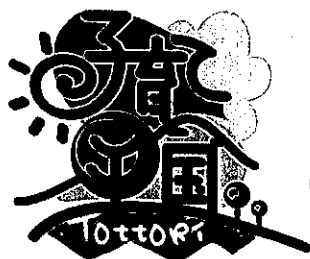
ニート、ひきこもり、不登校など子ども・若者に関する主な相談機関  
(相談窓口紹介リーフレット掲載機関)

平成27年3月現在

区分	名称	所在地 (番地以下は省略)	電話番号・ファクシミリ番号
ニート	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-21-4140(ファクシミリ兼)
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-8766(ファクシミリ兼)
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906
	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
	ハローワーク根雨出張所	日野郡日野町根雨	0859-72-0065・0859-72-1371
	ヤングハローワーク 鳥取新卒応援ハローワーク	鳥取市扇町	0857-39-8986・0857-20-2552
	とっとり若者仕事ぶらざ	鳥取市扇町	0857-36-4510・0857-36-4511
	くらしよ若者仕事ぶらざ	倉吉市山根	0858-47-4510・0858-26-7400
	よなご若者仕事ぶらざ	米子市末広町	0859-23-4510・0859-35-5755
ひきこもり	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町	0857-28-2362・0857-28-8513
	とっとりひきこもり生活支援センター (NPO 法人鳥取青少年ピアサポート)	鳥取市相生町	0857-20-0222(ファクシミリ兼) 0857-30-1201・0857-30-1202
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-21-4140(ファクシミリ兼)
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-8766(ファクシミリ兼)
	東部福祉保健事務所	鳥取市江津	0857-22-5616・0857-22-5669
	中部総合事務所福祉保健局	倉吉市東巖城町	0858-23-3147・0858-23-4803
	西部総合事務所福祉保健局	米子市東福原	0859-38-2250・0859-34-1392
	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
	不登校	いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町
福祉相談センター(中央児童相談所)		鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
倉吉児童相談所		倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
米子児童相談所		米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
精神保健福祉センター		鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
子ども家庭支援センター「希望館」		鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415
児童家庭支援センターくわの実		倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307
児童家庭支援センター米子みその		米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288
鳥取少年鑑別所(青少年相談室)		鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
高校中退		いじめ・不登校総合対策センター	鳥取市湖山町
	とっとり若者サポートステーション	鳥取市扇町	0857-21-4140(ファクシミリ兼)
	よなご若者サポートステーション	米子市末広町	0859-21-8766(ファクシミリ兼)
	とっとり若者仕事ぶらざ	鳥取市扇町	0857-36-4510・0857-36-4511
	くらしよ若者仕事ぶらざ	倉吉市山根	0858-47-4510・0858-26-7400
	よなご若者仕事ぶらざ	米子市末広町	0859-23-4510・0859-35-5755
	ヤングハローワーク	鳥取市扇町	0857-39-8986・0857-20-2552
	ハローワーク鳥取	鳥取市富安	0857-23-2021・0857-22-6906



非 行 問 題 行 動	ハローワーク倉吉	倉吉市駄経寺町	0858-23-8609・0858-22-6494
	ハローワーク米子	米子市末広町	0859-33-3911・0859-33-3959
	ハローワーク根雨出張所	日野郡日野町根雨	0859-72-0065・0859-72-1371
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	鳥取市少年愛護センター	鳥取市上魚町	0857-22-4318・0857-20-3364
	倉吉地区少年補導センター	倉吉市駄経寺町	0858-23-1217・0857-23-1213
	米子市少年育成センター	米子市東町	0859-35-0852・0859-23-5414
	境港市青少年育成センター	境港市上道町	0859-47-1014・0859-47-1109
	東部少年サポートセンター	鳥取市西町	0857-22-1574(ファクシミリなし)
	西部少年サポートセンター	米子市鞆町	0859-31-1574(ファクシミリなし)
	福祉相談センター(中央児童相談所)	鳥取市江津	0857-29-5460・0857-21-3025
	倉吉児童相談所	倉吉市宮川町	0858-22-4152・0858-23-6367
	米子児童相談所	米子市博労町	0859-33-2020・0859-23-0621
	精神保健福祉センター	鳥取市江津	0857-21-3031・0857-21-3034
	子ども家庭支援センター「希望館」	鳥取市立川町	0857-27-4153・0857-27-0415
	児童家庭支援センターくわの実	倉吉市山根	0858-24-6306・0858-24-6307
	児童家庭支援センター米子みその	米子市上後藤	0859-21-5085・0859-24-1288
	鳥取少年鑑別所(青少年相談室)	鳥取市湯所町	0857-23-4443・0857-37-1051
	鳥取県警察総合相談室	鳥取市東町	#9110(プッシュ回線専用) 0857-27-9110 0857-23-0110(代表・ファクシミリ兼)
	各警察署警察安全相談所		
鳥取警察署	鳥取市千代水	0857-32-0110(代表・ファクシミリ兼)	
郡家警察署	八頭郡八頭町郡家	0858-72-0110(代表・ファクシミリ兼)	
智頭警察署	八頭郡智頭町智頭	0858-75-0110(代表・ファクシミリ兼)	
浜村警察署	鳥取市気高町北浜	0857-82-0110(代表・ファクシミリ兼)	
倉吉警察署	倉吉市清谷町	0858-26-7110(代表・ファクシミリ兼)	
八橋警察署	東伯郡琴浦町八橋	0858-49-0110(代表・ファクシミリ兼)	
米子警察署	米子市上福原	0859-33-0110(代表・ファクシミリ兼)	
境港警察署	境港市上道町	0859-44-0110(代表・ファクシミリ兼)	
黒坂警察署	日野郡日野町下菅	0859-74-0110(代表・ファクシミリ兼)	



小さな支えが大きな安心  
**子育て王国 鳥取県**

とっとり若者自立応援プラン 改訂版

---

平成27年3月

鳥取県福祉保健部子育て王国推進局青少年・家庭課

〒680-8570

鳥取市東町1丁目220番地

電話 0857-26-7076

ファクシ 0857-26-7863